

Title	仮想通貨交換業者の倒産手続におけるビットコイン返還請求権の処遇
Sub Title	Treatment of Bitcoin claim in bankruptcy of a cryptocurrency exchange
Author	高田, 賢治(Takata, Kenji)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2019
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.42 (2019. 2) ,p.259- 287
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	伊東研祐教授・江口公典教授・中島弘雅教授退職記念号
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20190222-0259">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20190222-0259</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 仮想通貨交換業者の倒産手続における ビットコイン返還請求権の処遇

高 田 賢 治

- 第1章 はじめに
- 第2章 MTGOX 事件の概要
- 第3章 仮想通貨返還請求権の取戻権該当性
- 第4章 再生手続開始の条件
- 第5章 おわりに

## 第1章 はじめに

### 1 本稿の目的と検討方法

仮想通貨の急速な普及に伴って、現実には仮想通貨交換業者の破産や仮想通貨を保有する個人債務者の破産といった現象が生じている。仮想通貨を破産手続、再生手続、または会社更生手続（以下では、倒産手続という）においてどのように取り扱うべきかという問題は、次の2つの場面に大きく分けることができる。すなわち、仮想通貨交換業者の倒産手続において仮想通貨返還請求権をどのように扱うべきかという場面と仮想通貨保有者の倒産手続において仮想通貨をどのように管理・処分すべきかという場面である。前者は、取戻権の性質や非金銭債権の金銭化について理論的に興味深い論点を含んでおり、後者は、管財人の管財事務における困難な問題を含んでいる。本稿では、前者の仮想通貨交換業者の倒産手続における仮想通貨返還請求権の処遇について検討する。後者については、別稿を予定している。

仮想通貨交換業者の倒産手続については、著名な事件であるマウントゴックス（以下では、MTGOX という）事件<sup>1)</sup>の概要を第2章において紹介する。その上で、次の2つの問題を扱う。第1に、MTGOXの顧客が仮想通貨交換業者（MTGOX）に対して有する仮想通貨返還請求権が取戻権か、それとも破産債権かという問題を扱う（第3章）。第2に、MTGOXの破産手続において仮想通貨の急騰によって100%配当が見込まれる場合にMTGOXに対して再生手続の開始決定をするための条件は何かという問題を扱う（第4章）。最後に、本稿の結論をまとめる（第5章）。

## 2 仮想通貨の概要

### (1) 仮想通貨の定義と改正資金決済法

まず、仮想通貨の定義を簡単にみておこう。仮想通貨とは、デジタルでのみ存在する通貨を意味する広い概念である<sup>2)</sup>。しかし、わが国では、ビットコイン<sup>3)</sup>のような暗号通貨（crypto currency：おもに分散型のブロックチェーンの中で暗号を使って安全を確保する仮想通貨<sup>4)</sup>）を意味することが多い<sup>5)</sup>。したがって、本稿においても暗号通貨を意味する言葉として仮想通貨という言葉を用いる。

代表的な仮想通貨であるビットコインは、通貨危機からの逃避先、違法取引の決済、またはマネーロンダリングなどに利用されることによって普及するとともに国際社会において問題視されてきた。代表的なビットコイン取引所で

---

1) マウントゴックスは、ビットコインのオンライン交換取引所であった。2014年2月に不正アクセスによるビットコインの減少等によって破綻し、2014年2月に破綻して再生手続申立てに至る。本稿第2章参照。

2) ニュー・サイエンティスト編集部（水谷淳訳）『ビットコインとブロックチェーンの歴史・しくみ・未来』（2017・SBクリエイティブ）241頁。

3) ビットコインのアルゴリズムを含むシステム全体はBitcoin、数値情報はbitcoin、数量単位はBTCと表記される。円通貨に相当するのがBitcoinであり、紙幣・貨幣に相当するのがbitcoinであり、n円に相当するのがnBTCである。片岡義広「仮想通貨の規制法と法的課題（上）」NBL1076号（2016）53頁。

4) ニュー・サイエンティスト編集部・前掲注2）240頁。

5) たとえば、片岡・前掲注3）53頁。

あった MTGOX は 2014 年 2 月に破綻する（第 2 章時系列参照）。

その後、2015 年 6 月の G7 サミットの国際合意を受けた FATF（マネーロンダリングに関する金融活動作業部会）のガイダンスにおいて、各国が仮想通貨と法定通貨を交換する交換所に対し、登録・免許制を課すとともに顧客の本人確認や疑わしい取引の届出、記録保存の義務等のマネーロンダリング・テロ資金供与規制を課すべきであるとされた<sup>6)</sup>。

これを受け、金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」の 2015 年 12 月 17 日報告書である「決済の高度化に向けた戦略的取組み」の第 5 章において、仮想通貨に関する制度のあり方が提言され、登録制による当局の監督および利用者保護のための行為規制等と、犯罪収益移転防止法によるマネーロンダリングとテロ資金供与規制を導入する法案が提出され、2016 年 5 月に「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（平成 28 年 6 月 3 日法律第 62 号。Fin-Tech 法）が成立する<sup>7)</sup>。これにより、資金決済に関する法律が改正された（以下、改正資金決済法という）。

改正資金決済法 2 条 5 項 1 号は、仮想通貨を「物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの」と定義する。さらに、同項 2 号において、「不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの」と定義する。

1 号仮想通貨には、ビットコインが含まれる<sup>8)</sup>。2 号仮想通貨は、1 号仮想通貨以外の仮想通貨のうち 1 号仮想通貨と交換可能なものを意味し、アルトコイン（ALT coin = alternative coin）が含まれる<sup>9)</sup>。

---

6) 片岡・前掲注 3) 54 頁。

7) 片岡・前掲注 3) 53-54 頁。

改正資金決済法2条5項1号括弧書によって1号仮想通貨から除外されるものに、「通貨建資産」がある。改正資金決済法2条6項は、通貨建資産を「本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの（以下この項において「債務の履行等」という。）が行われることとされている資産をいう。この場合において、通貨建資産をもって債務の履行等が行われることとされている資産は、通貨建資産とみなす。」と定義する。通貨建資産には、金額表示の債権（同項前段）および金銭債権（同項後段）が該当する<sup>10)</sup>。

## （2）仮想通貨交換業と仮想通貨交換業者

仮想通貨には多くの種類があり、入手方法も様々である。ここでは、ビットコインを例に入手方法を紹介する。ビットコインの入手方法には、①マイニング（採掘）、②交換、③両替、④取引（決済）の4つがある。

①のマイニングとは、コンピュータを設定して、ビットコインを維持させるのに必要な暗号計算をさせることをいう。マイニングによって少額のビットコインが入手できる場合があるが、現在は競争が激しく、この方法でビットコインを入手することは難しい。②の交換とは、ビットコイン保有者からビットコインを受け取る方法をいう。ビットコインと通貨の交換を希望する者を引き合わせるサービスを提供するウェブサイトがある<sup>11)</sup>。③の両替とは、外国通貨の両替と同様に、ドル、ポンド、ユーロ、元などの通貨をビットコインに両替することをいう。ビットコインを通貨に両替することもできる。MTGOXは、2014年の破たんまで、世界最大のビットコイン両替所<sup>12)</sup>であったとされる。

---

8) 片岡・前掲注3) 56頁は、1号要件について、仮想通貨とは、「不特定の（一定の）者に対し（支払手段であり通貨と交換性があることにより）通貨と同様の経済的機能を有する電子記録情報である財産的価値である」と定義する。

9) 片岡・前掲注3) 56頁。

10) 片岡・前掲注3) 57頁。

11) そのようなサービスを行う業者は、仮想通貨取引所と呼ばれることがある。

12) このように仮想通貨を利用者に販売する業者は、仮想通貨販売所と呼ばれることがある。

ビットコインを預けてドルなどを現地通貨として使ったり、その逆を行ったりできるサービスもある。④の取引とは、商品やサービスを販売し、その対価としてビットコインを受け取る方法をいう<sup>13)</sup>。

改正資金決済法2条7項は、「仮想通貨交換業」を、仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換（同項1号）、前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理（同項2号）、その行う前2号に掲げる行為に関して、利用者の金銭又は仮想通貨の管理をすること（同項3号）、のいずれかを業として行うことと定義し、「仮想通貨の交換等」を1号および2号に掲げる行為と定義する。

したがって、上記②交換と③両替およびそれらを媒介、取り次ぎ、又は代理することを業として行うことは、仮想通貨交換業にあたりと解される（改正資金決済法2条7項1号2号）。なお、同項3号の「その行う」とは、1号又は2号の仮想通貨交換業を行うものを指すと解される<sup>14)</sup>。現在は、仮想通貨交換業は、登録を受けた者でなければ、行ってはならないから（同法63条の2）、改正資金決済法における「仮想通貨交換業者」とは、同法63条の2の登録を受けた者を意味する（同法2条8項）。

仮想通貨交換業者には分別管理義務が課される。すなわち、同法の登録を受けた仮想通貨交換業者は、その行う仮想通貨交換業に関して、内閣府令で定めるところにより、仮想通貨交換業の利用者の金銭又は仮想通貨を自己の金銭又は仮想通貨と分別して管理しなければならない（改正資金決済法63条の11第1項）。そして、分別管理の状況について、仮想通貨交換業者は、公認会計士又は監査法人の監査を定期的に受けなければならない（同条2項）。

以上のように、改正資金決済法における仮想通貨交換業者は、登録制であり、分別管理義務と外部監査を受ける義務が課されている。MTGOXは、改正資金決済法による規制前に破綻した業者であるが、現に破産手続および民事再生手続の適用を受けていることから、仮想通貨交換業者の倒産手続における仮想通貨

---

13) 以上について、ニュー・サイエンティスト編集部・前掲注2) 2-5頁参照。

14) 片岡義広「仮想通貨の規制法と法的課題（下）」NBL1077号（2016）84頁。

貨返還請求権の処遇を検討する上で格好の素材である。そこで、第2章においては、仮想通貨交換業者の倒産手続として MTGOX 事件の概要を紹介する。

## 第2章 MTGOX 事件の概要

### 1 MTGOX 事件の時系列

MTGOX 事件は、仮想通貨交換業者である債務者（MTGOX）が自ら再生手続を申し立てたところ、包括的禁止命令が発令された後、再生申立てが棄却され、保全管理命令の発令を経て、破産手続開始決定がされた後、一部の破産債権者によってされた再生申立てに基づいて再生手続開始決定がされるに至り、再生手続が進められているという事案である。

MTGOX 事件の破産手続と再生手続を時系列でまとめると、表の通りである。

### 2 MTGOX 事件から生じる問題

MTGOX に関する情報の詳細は、MTGOX のウェブサイト<sup>15)</sup> およびその債権者の一部が開設するウェブサイト<sup>16)</sup> から入手可能である。これらのウェブサイトや裁判例によると、MTGOX 事件における主な問題は、①破産手続における仮想通貨返還請求権の処遇、および②100%配当可能な事案における再生手続開始の可否の2つであり、本稿の第3章と第4章において扱う。このほか仮想通貨返還請求権（破産債権・再生債権）のオンラインによる届出の実務は、倒産手続のIT化の観点から興味深いのが、本稿では扱わない。

---

15) <https://www.mtgox.com/>（2018年11月22日閲覧）参照。

16) <https://mtgox-creditors.com/category/japanese/>（2018年11月22日閲覧）参照。

表 MTGOX の倒産手続の時系列

2014年	2月28日	MTGOX 再生手続開始の申立て。包括的禁止命令発令。監督委員・調査委員に小林信明弁護士が選任される。	
	3月10日	米国連邦破産裁判所に対し米国連邦破産法第 15 章に基づく再生手続の承認の申立て。仮救済命令発令。	
	4月16日	再生手続開始申立ての棄却、保全管理命令発令。監督委員が保全管理人に選任される。	
	4月24日	MTGOX 破産手続開始決定。保全管理人が破産管財人に選任される。	
	6月18日	米国連邦裁判所、日本の破産手続を外国主手続として承認決定。	
	7月23日	第 1 回債権者集会開催。	
	7月24日	破産債権届出期間及び債権調査期日の変更。	
	11月26日	第 2 回債権者集会開催。MTGOX の破産手続の支援企業決定。	
	2015年	1月29日	MTGOX 破産管財人が MTGOX の親会社 TIBANNE に対して破産手続申立て。
		1月30日	MTGOX の親会社 TIBANNE 破産手続開始決定を受ける。
4月22日		第 3 回債権者集会開催。	
9月 9日		第 4 回債権者集会開催。	
2016年	11月10日	MTGOX 代表取締役の破産手続開始決定。	
	2月17日	第 5 回債権者集会開催。	
	5月25日	第 6 回債権者集会開催。	
2017年	9月28日	第 7 回債権者集会開催。	
	3月 8日	第 8 回債権者集会開催。	
2018年	9月27日	第 9 回債権者集会開催。	
	11月24日	一部の債権者による MTGOX に対する民事再生手続の申立て。	
	3月 7日	第 10 回債権者集会開催。	
	6月22日	MTGOX 再生手続開始決定。破産手続中止。管理命令発令。破産管財人が再生管財人に選任される（東京地方裁判所平成 29 年（再）第 35 号再生手続開始申立事件）。破産手続中止に伴うウェブサイト上の破産債権届出システムの一時的停止、再生手続においても破産と同様の債権届出システムを利用する予定であることを再生管財人が告知。	
	7月19日	再生管財人が再生債権届出システムを 8 月に構築する旨を告知。	
2019年	8月23日	再生管財人が仮想通貨および金銭の返還に関する債権のオンライン再生債権届出の開始を告知（届出期間は 10 月 22 日（日本時間）まで）。	
	9月25日	再生管財人が破産債権者の利益確保措置に関するお知らせを告知。	
	9月26日	第 11 回債権者集会。同集会において、再生管財人による利益確保措置についての説明、および今後のスケジュールとして下記の予定とおり予定を告知。	
	10月22日	再生債権の届出期限満了。	
	12月27日	財産評定書の提出期限。	
	1月24日	認否書の提出期限（本稿執筆時では予定）。	
	1月31日	再生債権の一般調査期間（本稿執筆時では予定）。	
	~2月 7日		
2月14日	再生計画案の提出期限（本稿執筆時では予定）。		



### 第3章 仮想通貨返還請求権の取戻権該当性

#### 1 仮想通貨返還請求権の法的性質

仮想通貨交換業者が破産した場合、その顧客である仮想通貨保有者が仮想通貨交換業者に預けているビットコインの返還を請求する権利は、破産手続において取戻権として扱われるのか、それとも破産債権となるのが問題となる。

この問題を考える前提として、そもそも仮想通貨は、私法上どのように位置づけられるかが問題となる。仮想通貨を私法上どのように位置づけるかについては、①所有権、②無体財産権、③信託といった観点から検討するもの<sup>17)</sup>、①金銭に準じる、②物に準じる、③ウォレットからウォレットに移転する役務提供債務という契約的効果しか認めない、④法的保護を一切与えないという観点から仮想通貨の売買と盗取の局面について法的な効果を比較検討する研究<sup>18)</sup>、または、ネットワーク参加者の「合意」を根拠とする解釈（合意アプローチ）<sup>19)</sup>に基づく検討など様々なアプローチからの研究が進められている。

仮想通貨返還請求権が取戻権に該当するか否かを判断するには、仮想通貨の私法上の位置づけが重要であることはいうまでもない。しかし、本稿においては、仮想通貨の私法上の位置づけ自体を探究することはせず、さしあたり、仮想通貨交換業者の倒産手続における仮想通貨の処遇という観点から先行研究や裁判例を整理する。倒産手続において仮想通貨返還請求権が取戻権として扱われる可能性があるのはどのような場面であるかを明確にするにとどまる<sup>20)</sup>。

---

17) 武内齐史「仮想通貨（ビットコイン）の法的性格」NBL1083号（2016）15頁。

18) 得津晶「日本法における仮想通貨の法的諸問題：金銭・所有権・リヴァイアサン」法学81巻2号（東北大学）（2017）83頁以下。

19) 末廣裕亮「仮想通貨の私法上の取扱いについて」NBL1090号（2017）68頁、末廣裕亮「仮想通貨の法的性質」法学教室449号（2018）54頁。

20) 本稿と同様に取戻権該当性の観点からまとめた先行研究として、松嶋隆弘＝渡邊涼介編著『これ1冊でわかる！ 仮想通貨をめぐる法律・税務・会計』（2018・ぎょうせい）139頁〔金澤大祐〕。

## 2 破産債権説

### (1) 仮想通貨所有権に基づく取戻権を否定した下級審裁判例

ビットコインの返還請求権が取戻権となるか否かについての下級審裁判例としては、東京地判平成 27・8・5 判例集未搭載 (LEX/DB25541521)<sup>21)</sup> がある。事案の概要と判旨は次の通りである。

#### 【事案の概要】

X が MTGOX のアカウントを取得してビットコイン取引に利用していたところ、MTGOX が破産し、Y が破産管財人に選任された。X が、MTGOX の破産手続開始時に 458 余 BTC を所有し、Y が占有していることから、所有権を基礎とする破産法 62 条の取戻権に基づき、Y に対して、その引き渡しを求めるなどした。主な争点は、ビットコインが所有権の客体となるか (争点 1)、および X が Y に対してビットコインの取戻権を行使しうるか (争点 2) である。

#### 【判旨】

争点 1 ビットコインが所有権の客体となるか否か

##### ①所有権の客体となる要件について

「……所有権の対象となるか否かについては、有体性及び排他的支配可能性 (本件では、非人格性の要件は問題とならないので、以下においては省略する。) が認められるか否かにより判断すべきである。」

##### ②ビットコインについての検討

ア「ビットコインは、「デジタル通貨……」あるいは「暗号学的通貨」であるとされており……、本件取引所の利用規約においても、「インターネット上のコモディティ」とされていること……、その仕組みや技術は専らインターネット上のネットワークを利用したものであること……からすると、ビットコインには空間の一部を占めるものという有体性がないことは明らかである。」

イ「(ア) ビットコインネットワークの開始以降に作成された「トランザク

---

21) 本件の評釈として、鈴木尊明「判批」速報判例解説 19 号 (新・判例解説 Watch) (2016) 59 頁、松嶋隆弘「仮想通貨に関する法的諸問題～近時の裁判例を素材として～」税理 2017 年 11 月号 (2017) 2 頁がある。

ションデータ」（送付元となるビットコインアドレスに関する情報、送付先となるビットコインアドレス及び送付するビットコインの数値から形成されるデータ等）のうち、「マイニング」……の対象となった全てのものが記録された「ブロックチェーン」が存在する。ビットコインネットワークに参加しようとする者は誰でも、インターネット上で公開されている電磁的記録であるブロックチェーンを、参加者各自のコンピューター等の端末に保有することができる。したがって、ブロックチェーンに関するデータは多数の参加者が保有している。

（イ）ビットコインネットワークの参加者は、ビットコインの送付先を指定するための識別情報となるビットコインアドレスを作成することができ、同アドレスの識別情報はデジタル署名の公開鍵（検証鍵）をもとに生成され、これとペアになる秘密鍵（署名鍵）が存在する。秘密鍵は、当該アドレスを作成した参加者が管理・把握するものであり、他に開示されない。

（ウ）一定数のビットコインをあるビットコインアドレス（口座 A）から他のビットコインアドレス（口座 B）に送付するという結果を生じさせるには、ビットコインネットワークにおいて、〔1〕送付元の口座 A の秘密鍵を管理・把握する参加者が、口座 A から口座 B に一定数のビットコインを振替えるという記録（トランザクション）を上記秘密鍵を利用して作成する、〔2〕送付元の口座 A の秘密鍵を管理・把握する参加者が、作成したトランザクションを他のネットワーク参加者（オンラインになっている参加者から無作為に選択され、送付先の口座の秘密鍵を管理・把握する参加者に限られない。）に送信する、〔3〕トランザクションを受信した参加者が、当該トランザクションについて、送付元となる口座 A の秘密鍵によって作成されたものであるか否か及び送付させるビットコインの数値が送付元である口座 A に関しブロックチェーンに記録された全てのトランザクションに基づいて差引計算した数値を下回ることを検証する、〔4〕検証により上記各点が確認されれば、検証した参加者は、当該トランザクションを他の参加者に対しインターネットを通じて転送し、この転送が繰り返されることにより、当該トランザクションがビットコインネットワークにより広く拡散される、〔5〕拡散されたトランザクションがマイニングの対象となり、マイニングされることによってブロックチェーンに記録されること、

が必要である。

このように、口座 A から口座 B へのビットコインの送付は、口座 A から口座 B に「送付されるビットコインを表象する電磁的記録」の送付により行われるのではなく、その実現には、送付の当事者以外の関与が必要である。

(エ) 特定の参加者が作成し、管理するビットコインアドレスにおけるビットコインの有高（残量）は、ブロックチェーン上に記録されている同アドレスと関係するビットコインの全取引を差引計算した結果算出される数量であり、当該ビットコインアドレスに、有高に相当するビットコイン自体を表象する電磁的記録は存在しない。

上記のようなビットコインの仕組み、それに基づく特定のビットコインアドレスを作成し、その秘密鍵を管理する者が当該アドレスにおいてビットコインの残量を有していることの意味に照らせば、ビットコインアドレスの秘密鍵の管理者が、当該アドレスにおいて当該残量のビットコインを排他的に支配しているとは認められない。」

ウ「上記で検討したところによれば、ビットコインが所有権の客体となるために必要な有体性及び排他的支配可能性を有するとは認められない。したがって、ビットコインは物権である所有権の客体とはならないというべきである。」

争点 2 X の Y に対する取戻権行使の可否

「……ビットコインは所有権の客体とならないから、X が本件ビットコインについて所有権を有することはなく、本件破産会社の管理するビットコインアドレスに保有するビットコインについて共有持分権を有することもない。……したがって、X は本件ビットコインについてその所有権を基礎とする取戻権を行使することはできない。」

本件判旨は、仮想通貨の所有権を根拠とする取戻権を否定した下級審裁判例としての意義がある。本件判旨は、所有権の客体に有体性と排他的支配可能性が必要であることを前提としている。そうであれば、ビットコインの所有権を否定するには、ビットコインの有体性を否定すれば足りたはずである。ところが、本件判旨は、ビットコインの排他的支配可能性をも否定する（前記争点 1

②イ参照）。しかし、ビットコインアドレスの秘密鍵の管理者が当該アドレスにおいて当該残量のビットコインを排他的に支配しているとは認められないとする判旨には、異論もあろう。

いずれにしても、仮想通貨が有体物ではないことから所有権を基礎とする取戻権の対象にならないと考える場合、原則として仮想通貨返還請求権は破産債権と位置づけられることになりそうである。では、仮想通貨返還請求権が破産債権であるとして、仮想通貨返還請求権は、非金銭債権と金銭債権のいずれであろうか。

## （2）非金銭債権説と下級審裁判例

ビットコイン返還請求権を非金銭債権とする見解<sup>22)</sup>（以下では、非金銭債権説という）の根拠としては、次のようなものが挙げられる。

### ①取戻権を基礎づける権利ではないこと（A説）

ビットコイン返還請求権が所有権その他の取戻権を基礎づける権利ではない以上、破産債権と評価せざるを得ず、破産手続において非金銭債権は、金銭化される（破産法103条2項1号イ）。顧客からの預かり財産を分別管理していたとしても、それだけでは当該財産は破産財団に帰属し、顧客は破産債権者となるにすぎない（後述G説参照）。

②ビットコイン数の増減が利用規約等に基づくビットコイン返還債権にのみ反映されることを根拠とする見解（B説。合意アプローチ）<sup>23)</sup>

ビットコインの仕組みにおいて保有者が秘密鍵とこれに対応するアドレスに

---

22) 小林信明「仮想通貨（ビットコイン）の取引所が破産した場合の顧客の預け財産の取扱い」金法2047号（2016）43-44頁、小林信明「仮想通貨（ビットコイン）の取引所が破産した場合の顧客の預け財産の取扱い」金融法研究33号（2017）75-78頁、武内・前掲注17）15頁。

23) 末廣・前掲注19）（2017）70-71頁。

よってビットコインを排他的に管理しているときに真の権限者が他に存在するということは前提とされていない。したがって、金銭の「占有＝所有」法理と同様、ビットコインは預託を受けた者に帰属し、預託者が預けたビットコイン返還請求権は、預託を受けた者に対する債権となる。仮想通貨交換業者システムのアカントにおける顧客のビットコイン数の増減は、オフチェーンの合意（利用規約などの約款が想定される）に基づく、顧客の交換業者に対するビットコインの返還債権にのみ反映されると解するのが原則的な考え方となろう。

③下級審裁判例（東京地判平成30・1・31金判1539号8頁<sup>24)</sup>）

東京地判平成30・1・31金判1539号8頁は、債権確定手続においてであるが、ビットコイン返還請求権を非金銭債権と位置づける。同判決は、「ビットコイン（電磁的記録）を有する者の権利の法的性質については、必ずしも明らかではないが、少なくともビットコインを仮想通貨として認める場合においては、通貨類似の取扱をすることを求める債権（破産法103条2項1号イの「金銭の支払を目的としない債権」）としての側面を有するものと解され、同債権（以下「コイン債権」という。）は、ビットコイン（電磁的記録）が電子情報処理組織を用いて移転したときは、その性質上、一緒に移転するものと解される。Xは、Xが破産会社に対してビットコインの返還請求権を有するとして、破産債権の届出をしたものであるが、ビットコイン自体は電磁的記録であって返還をすることはできないから、Xは、コイン債権について、破産法103条2項1号イの「金銭の支払を目的としない債権」として、破産手続開始時における評価額をもって、破産債権として届け出たものと解される」とする。

### (3) 金銭債権説

ビットコインの価値相当額の損害賠償請求権（金銭債権）とする見解（C説）<sup>25)</sup>：

24) 本件の評釈として、松嶋隆弘「判批」税務事例50巻6号（2018）87頁がある。

25) 片岡・前掲注3）60頁。この立場に立つと、破産手続開始後の利息等の請求権が劣後的破産債権になるのではないかと考えられる。

仮想通貨の分別がなされておらず、MTGOXのみが秘密鍵情報を有して顧客分も含めてビットコインを支配して、顧客資産も流出していた以上は、顧客のビットコインの交換価値相当額の損害賠償請求権が破産債権になるという。この見解が破産手続開始時に破産者が管理する仮想通貨が一部残存する場合にも、仮想通貨返還請求権を一切観念せず、すべて損害賠償請求権（金銭債権）と解する趣旨か否か不明である。仮想通貨が一部消失したMTGOX事件では上記A説に基づいて仮想通貨返還請求権を非金銭債権として扱っている。

前掲東京地判平成30・1・31は、その判旨において、「Xが主張するように破産会社の代表者がXのビットコインを引出して喪失させたのであれば、既にビットコインは他に移転し、同時にコイン債権も他に移転したことになるから、破産手続開始時において、Xは破産会社に対し、コイン債権を有しなかったことになる」としており、手続開始時に仮想通貨が破産者に残存していることを前提とした非金銭債権説とも解されよう。

#### （4）取戻権説

ビットコインの有体性を否定しつつも、仮想通貨返還請求権を取戻権とする見解は、以下のような根拠を挙げる。

##### ①物権的保護に値する財産的価値を根拠とする見解（D説）<sup>26)</sup>

秘密鍵を顧客が直接管理しているかどうかにかかわらず、寄託や混蔵寄託あるいはそれに類似したものと把握すべきである。有価証券を階層構造を有する振替制度に預託している場合や社債、株式等の振替に関する法律（社債等振替法）における口座管理機関のように顧客のために記録を管理するという事務を担当している主体（顧客と交換所等の関係はビットコインに関する記録の管理に係る委任契約）として考えることができる。改正資金決済法が分別管理を求めたことから、物権的保護に値する財産的価値であるという見方が前提にあると考

26) 森下哲朗「FinTech時代の金融法のあり方に関する序説的検討」黒沼悦郎＝藤田友敬『企業法の進路』江頭憲治郎先生古稀記念（2017・有斐閣）803-808頁。



えるのが自然である。有体物ではないものの帰属についても物権法のルールを適用するという考え方はペーパーレス化された証券の取引との関係で採用されてきた考え方であり、預金の帰属に関しても有力に説かれてきた。仮想通貨の帰属や移転については、一次的には帳簿や台帳の記録を手掛かりとしつつ、そこで権利者として記録されている者が本来の権利者でない場合には、本来の権利者に帰属させることが望ましい。そのうえで、仮想通貨の取引については、仮想通貨を物や証券と同じように考えたうえで、仮想通貨に関する当事者間の契約関係により、売買や寄託と同様に扱うべき場合や、消費寄託と同様に扱うべき場合等を考えていく（たとえば、顧客と業者の関係が消費寄託のようなものであれば、いくら仮想通貨について物権的な帰属を考えるとしても顧客は業者に対して債権的な権利を有するのみということになろう）のが良いのではないかと。

②改正資金決済法における分別管理義務を根拠とする見解（E説）<sup>27)</sup>

改正資金決済法では顧客の仮想通貨を預かる場合の分別管理が法定されたから、取戻権が認められるような分別管理の方法が検討されるべきものとする。顧客全体が有すべき仮想通貨およびそれに紐づく秘密鍵と、仮想通貨交換業者固有のそれとが分別管理されていれば、混蔵寄託的なものながら顧客勘定に見合う仮想通貨については集団的な取戻権を認めて、倒産管財人が換価をして当該顧客集団にかかる金銭の返還をすることも可能になる余地がある。

③問屋の破産における委託者の取戻権の判例（最判昭和43・7・11民集22巻7号1313頁）との類似性に根拠を求める見解（F説）<sup>28)</sup>

④分別管理では足りず、信託契約等を要するとする見解（G説）<sup>29)</sup>

---

27) 片岡・前掲注3) 60頁。

28) 松嶋・前掲注21) 8頁。分別管理がされていたのであれば、取戻権に準じた扱いを認めるという選択肢もありえたとする。

29) 武内・前掲注17) 16頁。



分別管理だけでは倒産隔離を実現することは不可能である。ビットコインを信託財産、仮想通貨交換業者を受託者、顧客を委託者兼受益者とする信託契約が成立し、ビットコインを破産財団から倒産隔離できた場合、顧客の保護が図られる（信託法 25 条 1 項）。信託の対象財産は、金銭的価値に見積もり得る積極財産を意味し、委託者から移転又は分離可能であれば足りると解され、ビットコインはアドレス間で移転可能であり、その数をアドレスごとに確認することができるため、管理アドレスを分ければ、委託者の固有財産から分離しうる。特定性をもって信託財産に属する旨を証明する必要があると解されるため、帳簿上の分別管理では足りず、仮想通貨交換業者のビットコイン（固有財産）と利用者のビットコイン（信託財産）とが別アドレスにて分別管理され、特定性をもって信託財産に属する旨を証明する必要があると解される<sup>30)</sup>。

#### (5) まとめ

以上のように、学説や下級審裁判例から得られた示唆は、次のような点である。

破産手続開始時に仮想通貨交換業者（破産者）が管理する仮想通貨が存在する場合であっても、仮想通貨は有体物ではないことから仮想通貨の所有権が否定され、所有権に基づく取戻権が否定される（前掲東京地判平成 27・8・5）。

破産手続開始前に顧客として仮想通貨交換業者に仮想通貨を預けており、破産手続開始時に仮想通貨交換業者（破産者）が管理すべき仮想通貨が入手可能な場合は、その顧客の仮想通貨交換業者に対する仮想通貨返還請求権は、破産手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権であり、非金銭債権として破産債権になる（破産法 2 条 5 項、103 条 2 項 1 号イ）（A 説、B 説、前掲東京地判平成 30・1・31）。

これに対して、仮想通貨交換業者が管理していた仮想通貨が破産手続開始前にすでに消失していた場合、破産手続開始時の顧客の仮想通貨交換業者に対す

---

30) 信託成立後の識別不能等の場合については信託法 17 条ないし 19 条の適用の有無を検討する必要がある。武内・前掲注 17) 16 頁。

る損害賠償請求権（金銭債権）が破産債権になるとする見解もある（C説、前掲東京地判平成30・1・31）。

仮想通貨交換業者が破産手続開始時に顧客の仮想通貨と仮想通貨交換業者自身の仮想通貨とを分別管理するなどして顧客の仮想通貨を特定することが可能な場合は、当該仮想通貨の返還請求権は取戻権として扱われる可能性がある（D～G説）。

つまり、仮想通貨交換業者が破産した場合、顧客の有する仮想通貨返還請求権は、原則として非金銭債権であると考えられるが、信託財産と同視することができる程度の分別管理がされている場合、仮想通貨返還請求権は取戻権とされる。この理解を前提とすると、どのような要件を充たす場合に仮想通貨の取戻権が肯定されるのかが顧客保護にとって重要であり、どのような理論構成で取戻権が正当化されるのかが理論的な問題として議論されている。分別管理が必要であるとして、仮想通貨の帳簿上の管理で足りるのか、管理アドレスを顧客と仮想通貨交換業者とで分ける必要があるかについて議論がある。

仮想通貨返還請求権が原則として非金銭債権と位置づけられるとすると、非金銭債権は、破産手続開始時の評価額で金銭化される（破産法103条2項柱書）。ところが、MTGOX事件においては、破産手続開始後の仮想通貨の急騰によって仮想通貨返還請求権の金銭化（破産財団の価値の急増）が大きな問題となり、2017年9月27日、一部債権者が再生申立てをするに至る。次章では、この問題を検討する。

## 第4章 再生手続開始の条件

### 1 一部債権者による再生手続申立てと調査委員の報告書

#### (1) 一部債権者による再生手続申立て

MTGOXの一部債権者は、2017年11月24日、破産手続中のMTGOXについて、再生手続の申立てを行った。再生手続申立ての理由は、おおよそ以下の通りである<sup>31)</sup>。

過去1年でビットコインの取引価格が大幅に上昇したが、第9回債権者集会において破産管財人は、ビットコイン返還請求権の評価は、破産開始決定時の価格で評価し、残余財産は株主に分配されるとの認識を示した。破産開始決定時のビットコインの価格（483ドル）は、現在（再生手続申立て当時：筆者注）の価格の約20分の1である。たとえば、1BTCを有する債権者は、483ドルの破産債権となり、483ドル以上の配当はされない。債権者は、ビットコインの価格が1万ドルになっても、最大483米ドルしか受けることができない。

MTGOXの負債総額は、ビットコインを破産開始決定時の評価の483ドルで計算すると約4億6,000万ドルとなる一方、ビットコインとビットコインキャッシュの現在の価格で計算した資産総額は約23億ドルとなり、その差額である約18億4,000万ドルが、株主に分配される。MTGOX株式の88%は、A氏（MTGOX代表取締役）が100%株主のTIBANNEが保有する。実質的な大株主A氏が16億1,900万ドルの分配を受ける。ビットコイン債権者の犠牲の下に、経営責任を負うべきA氏に巨額の財産が分配されることは、不正義であると言わざるを得ない。

このような不当な結果を防ぐ方法を検討した結果、再生手続に移行することが最善であるという結論に達した。再生手続の場合、1BTCあたり483ドルという上限が適用されず、A氏らに多額の残余財産が分配されるという極めて不正義な事態を防ぐことが可能となる。再生手続では、ビットコイン債権者に対してビットコインで配当することや、ビットコイン債権者に対して分裂したビットコインキャッシュを分配することも可能となる。この方が配当の受け取りも簡単で、取引コストも小さくて済む。そもそも、ビットコイン債権者は、ビットコイン返還請求権を持っていたのであるから、ビットコインに対してはビットコインとビットコインキャッシュで配当することが取引の実体にあった解決である。

おおよそ以上のような理由によって、再生手続が申し立てられた。

---

31) MTGOX 債権者のウェブサイトの <https://mtgox-creditors.com/2017/11/> 参照。

## (2) 調査委員の報告書

裁判所は、申立てと同日、民事再生法 25 条 2 号から 4 号までに掲げる事由（申立棄却事由）の有無について、調査命令を発令し、調査委員を選任した。調査委員が 2018 年 2 月 28 日に裁判所に提出した調査報告書<sup>32)</sup>においては、破産者について「民事再生法 25 条 2 号ないし 4 号に掲げる事由はないと料する」としつつ、「ただし、この結論は、同破産者について係属する下記破産事件（筆者注：MTGOX 破産事件）の破産手続において現時点までに組成された財団の規模に照らして、同破産事件において債権届出をした全債権者（とくに金銭債権たる破産債権を有する債権者各自）が当該破産手続においてすでに得ていると見込まれる利益を確保する措置が、再生手続開始決定前（破産手続中止前）になされていることを前提とする」（以下では、「破産債権者の利益確保措置」という）という留保を付した。

## 2 破産債権者の利益確保措置

### (1) 民事再生法 25 条 2 号該当性

なぜ破産債権者の利益確保措置が求められたのであろうか。調査委員の調査事項との関係からこの点を検討しておこう。

調査委員が裁判所から求められた調査事項は、再生手続開始の条件（申立棄却事由）のうち、①係属中の破産手続によることが債権者の一般の利益に適合するとき（民事再生法 25 条 2 号）、②再生計画案の作成若しくは可決の見込み又は再生計画の認可の見込みがないことが明らかであるとき（同条 3 号）、③不当な目的で再生手続の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき（同条 4 号）、の 3 点である。

総破産債権者の利益が問題とされていることからすると、①民事再生法 25 条 2 号との関係を重視したと推測される。そこで、まず、民事再生法 25 条 2 号該当性を検討し、その他の点については本章 3 以下で検討する。

32) MTGOX のウェブサイト (<https://www.mtgox.com/>) よりダウンロードした破産管財人による平成 30 年 3 月 7 日付「報告書」1 頁参照。

破産債権者の利益確保措置において重視されているのは、清算価値保障原則の充足という意味での債権者の一般の利益の適合であると思われる。調査委員と裁判所は、再生手続の中立棄却事由とされる民事再生法 25 条 2 号に該当しなければ、再生手続開始決定をすることができると考えたのではないか。

多数説は、民事再生法 25 条 2 号の「債権者の一般の利益」について、「一般」の利益とは、個々の債権者や特定のグループの債権者ではなく、債権者全体にとって利益となることをいい、「利益」については、弁済率、弁済時期、弁済期間等を総合的に考慮するといいつつ、典型例としては清算型手続以上の弁済が期待できる場合（清算価値保障）を挙げる<sup>33)</sup>。

これに対して、有力説は、再生手続による配分は、破産などによる配分を上回るものでなければならないことを意味し、清算価値保障原則をあらわしたものであると解する<sup>34)</sup>。

しかし、民事再生法 25 条 2 号における「債権者の一般の利益」は、清算価値保障原則を定めたものと解するべきではなく、両手続の予想弁済率も考慮要素としつつ、手続の相違や手続の進捗状況等を踏まえて総合的に考慮して債権者の一般の利益に適合するか否かを判断すべきであると考えられる<sup>35)</sup>。これは、再生手続と更生手続との競合の場面（会社更生法 41 条 1 項 2 号）における下級審裁判例<sup>36)</sup>の考え方を採用する見解である。なお、前記有力説の論者は、会社更生法 41 条 1 項 2 号について、破産手続と更生手続との競合の場面においては清算価値保障原則に言及しつつも、再生手続と更生手続との競合の場面

---

33) 園尾隆司＝小林秀之編『条解民事再生法〔第3版〕』（2013・弘文堂）120頁〔瀬戸英雄＝上野尚文〕、山本克己ほか編『新基本法コンメンタル民事再生法』別冊法学セミナー 238号（2015）62頁〔杉山悦子〕、岡伸浩ほか編『逐条破産法・民事再生法の読み方』（2018・商事法務）478頁など。全国倒産処理弁護士ネットワーク編『新注釈民事再生法【上】〔第2版〕』（2010・金融財政事情研究会）120頁〔高井章光〕は清算価値保障原則に言及しない。

34) 伊藤眞『破産法・民事再生法〔第3版〕』（2014・有斐閣）763頁。

35) 高田賢治「倒産法における債権者の一般の利益」田邊光政ほか編『会社法・倒産法の現代的展開』今中利昭先生傘寿記念（2015・民事法研究会）494-495頁。

では、清算価値保障原則について明確には言及しないで下級審裁判例を参照する<sup>37)</sup>。

このように民事再生法 25 条 2 号については、清算価値保障原則を定めた規定と解する必然性はないと考えられるが、調査委員は、有力説に従って、同号を清算価値保障原則と解した上で清算価値保障原則を充足するための措置として破産債権者の利益確保措置を求めたものと思われる。

## (2) 破産債権者全体の利益確保措置

破産管財人が再生手続開始決定前に実施した破産債権者の利益確保措置は、破産債権者全体の利益確保措置としてのビットコイン売却による金銭確保、および金銭債権者の利益確保措置としての信託契約等の締結の 2 つである<sup>38)</sup>。

前者の破産債権者全体の利益確保措置として、破産管財人は、届出のあった確定破産債権および未確定破産債権の元金・遅延損害金（ビットコイン債権と金銭債権の合計約 733 億円）について、債権者が破産手続において既に得ていると見込まれる利益を確保するために相応の金銭を確保することが必要かつ相当であると判断して、再生手続開始前に破産財団に属するビットコインおよびビットコインキャッシュの一定数量を売却し、破産財団に一定額の金銭を確保した（以下、本売却という）。本売却により破産管財人口座残高は、合計約 700 億円となった。

破産債権者全体の利益確保措置の目的は、どこにあるのか。一部債権者が再

---

36) 東京地決平成 20・5・15 判タ 1272 号 301 頁、東京地決平成 20・6・10 判時 2007 号 96 頁は、債権者の多数の意向を重視する。大阪高決平成 18・4・26 金法 1789 号 24 頁、大阪高決平成 18・4・26 金法 1789 号 35 頁は、両手続の制度の相違や双方の手続の進捗状況を踏まえて、弁済の時期や額のみならず、事業継続による債権者の利益の有無、資本構成の変化等による債権者の企業経営参加の要否と可能性等を総合的に判断する必要があるとする。これらの裁判例は、弁済額を唯一の基準としていない。

37) 伊藤眞『会社更生法』（2012・有斐閣）42-43 頁。

38) MTGOX のウェブサイト (<https://www.mtgox.com/>) よりダウンロードした破産管財人による平成 30 年 9 月 25 日付「破産債権者の利益確保措置に関するお知らせ」および平成 30 年 9 月 26 日付「民事再生法第 125 条第 1 項による報告書」参照。

生手続申立てをした理由から明らかなように、ビットコイン相場は急騰や急落がありうる。したがって、破産手続において金銭配当していたとすれば破産債権に対して100%配当が可能であったにもかかわらず、再生手続開始後にビットコイン相場が急落して破産配当額に満たない額の金銭しか弁済できないという事態が生じうる。そこで、再生手続開始前にビットコインを一部売却して破産債権（金銭化されたビットコイン債権を含む）に100%配当することが可能な額の金銭を確保することで、ビットコイン相場の影響を受けずに破産債権者全体に対して清算価値を保証したものと思われる。これにより、ビットコインの価値が急落したとしても、再生管財人は金銭によって破産債権者全体に対して破産配当額の弁済をすることができる。つまり、ビットコイン相場急落リスクを回避して破産債権者全体に対する金銭配当が可能な措置をとることで再生手続において常に清算価値保障原則が充足されるようにすることを目的としてビットコインの一部売却がされたと考えることができる。ただし、これは、再生手続開始時（あるいは再生計画認可時）における再生債権者全体に対する清算価値保障ではなく、再生手続に先行する係属中の破産手続における届出破産債権者に対する予想破産配当額を清算価値と捉えている点に特徴がある。民事再生法25条2号に定める「債権者」の解釈によるものであろう。

### (3) 金銭債権者の利益確保措置

金銭債権者の利益確保措置として、破産管財人は、破産手続において届け出られた金銭債権の元金および遅延損害金（合計約178億円）について、その債権者が破産手続において既に得ていると見込まれる利益に相応する金銭を信託財産とする信託を設定し、当該信託財産のみを引き当てとして、破産債権届出がなされた金銭債権に係る債務を保証等することが必要かつ相当であると判断して、以下の①～③の内容の契約を締結した（注38）の9月25日付文書参照）。

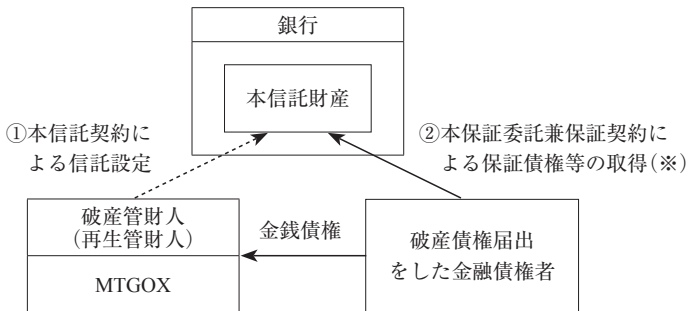
①信託契約：破産管財人を委託者兼受益者、銀行を受託者として、信託財産約158億円（諸費用を含む。）について信託を設定する。信託の目的は、委託者



が金銭を受託者に信託し、受託者が受益者のために信託財産のみを引き当てとして破産債権届出がされた金銭債権（再生手続において確定する金銭債権等に限る。以下同じ。）に係る債務を保証等することである。

②保証委託兼保証契約：受託者としての銀行は、信託財産のみを引き当てとして管財人と連帯して破産債権届出がされた金銭債権に係る債務を保証等する。保証委託兼保証契約は、破産管財人を要約者、受託者としての銀行を諾約者、破産債権届出をした金銭債権者を民法 537 条の「第三者」とした第三者のためにする契約とする。

### ③信託契約および保証委託兼保証契約のスキーム図



※ 後述のとおり、民法 537 条の「第三者」として受益の意思表示を行った場合等に限る。

金銭債権者の利益確保措置として、破産管財人が上記の信託契約等を締結した目的は何か。仮に金銭債権について利益確保措置をしないで再生手続が開始されると、どのような問題が生じるのであろうか。債権者の議決権の比率が先行する破産手続と比較して大きく変動するであろう。すなわち、金銭債権者は破産手続開始後から再生手続開始までの遅延損害金が再生債権として追加されるにとどまり、債権額が大幅に増加することはない。これに対して、非金銭債権であるビットコイン債権の価値が仮に 20 倍となっている場合、議決権額全体に占めるビットコイン債権の比重が大きくなるであろう。



ビットコイン債権者の債権者数（頭数）が多数の場合、ビットコイン債権者の再生計画に対する影響力は、その債権額の比重が高くなるほど、大きくなると考えられる。そうすると、再生計画案の決議において、ビットコイン債権者にとって有利な再生計画案が提出・可決される可能性が高くなる。たとえば、金銭債権者と非金銭債権の形式的に平等な再生計画案が提出される可能性がある。金銭債権についてビットコイン債権と同じ弁済率に権利変更される内容の再生計画は、金銭債権にとっては100%弁済が実現しないことを意味する。金銭債権の100%弁済がされないとすると、再生計画が認可されたとしても、先行する破産手続において得られたはずの価値を得られていないという不満が生じ、当該再生計画が清算価値保障原則に反すると主張して金銭債権者が認可決定に対して即時抗告する可能性がある。

そのような事態を回避するため、金銭債権者の利益確保のために信託契約等を締結したのではないかとと思われる。これにより、再生計画において形式的に平等な再生計画が可決・認可されたとしても、金銭債権者は信託財産から100%に不足する部分について満足を得られることから、破産債権者である金銭債権者は、清算価値保障原則違反を問題にする必要がなくなる。

他方で、再生手続において新たに届出をした債権者および届出破産債権者であるビットコイン債権者の側からは、金銭債権者のための利益確保措置は、再生債権者平等の原則との関係で問題ではないかという疑問が生ずる可能性がある。しかし、破産手続において届出しなかった新たな届出再生債権者と届出破産債権者であるビットコイン債権者のいずれにとっても、再生計画が不認可となることによって再生手続が廃止されて係属中の破産手続が続行されると、配当受領資格がない、わずかな配当額しか得られないというデメリットが大きいことから、実際上これらの再生債権者から不満が生じることはないと考えられる。

### 3 再生手続開始をめぐるその他の問題

MTGOXに再生手続開始決定がされるにあたり、検討すべきその他の点とし

ては、民事再生法 25 条 2 号以外の申立棄却事由の有無、事業継続を予定しない企業の再生手続開始決定の可否、および破産債権確定後の非金銭債権の処遇がある。

まず、民事再生法 25 条 3 号該当性については、管理型民事再生となることが予想され、再生計画を再生管財人が作成することが予想され、多数の債権者<sup>39)</sup>が反対していなければ、再生計画案の作成・可決の見込みは、問題とならないであろう。再生計画の認可の見込みの有無が問題となるが、民事再生法 174 条 2 項各号のうち、1 号の再生計画の法律違反については、利益確保措置を講じたことで他の再生債権者との平等原則違反が問題となり得るが、金銭債権者の利益確保措置が再生計画においてどのように位置づけられるかによるであろう。そもそも調査委員の求めにしたがって利益確保措置を講じたことで法律違反と判断されて不認可事由が明白に存在するとして開始決定がされないという事態は考えにくい。したがって、手続開始時点で法律違反が明白とはいえない。同項 2 号の遂行の見込みは、管理型民事再生において問題となりにくく、同項 3 号の決議の不正は、申立ての時点で問題となりにくい。同項 4 号の債権者の一般の利益については、25 条 2 号の債権者の一般の利益と重なり合うが、再生計画の内容に左右される問題であり、調査委員の求めに従って前述の通り破産債権者全体にとっての利益確保措置が講じられていることから、基本的に問題にならない。

なお、裁判所は、MTGOX の再生手続開始決定と同時に調査命令変更決定をして、調査委員の調査事項に再生計画案の当否についての調査と裁判所から意見を求められた事項等について調査を行い、裁判所に意見を述べることとなった<sup>40)</sup>。そうであるとすると、再生計画案の作成にあたり、破産債権者の利益確保措置自体が問題視される可能性はさらに少ないであろう。

39) 再生手続開始後はビットコイン債権者が多数・多額の債権者になるとすれば、再生手続に移行することが不利益にならない債権者が反対することは實際上少ないであろう。

40) MTGOX のウェブサイト (<https://www.mtgox.com/>) よりダウンロードした再生管財人による平成 30 年 9 月 26 日付「民事再生法第 125 条第 1 項による報告書」1-2 頁参照。

次に、民事再生法 25 条 4 号該当性については、非金銭債権者による金銭化の回避という理由が不当な目的や不誠実な申立てに該当しないかが問題となる。債権者申立ての場合は、債務者に対する嫌がらせ、自らの債権回収を有利に進める目的で手続下げを交渉材料に利用する場合、株価操作を目的とする場合などが不当な目的にあると解されている<sup>41)</sup>。

MTGOX 事件について検討すると、金銭債権者の利益確保措置が講じられる限りは、金銭債権者との関係で不当な目的があるとはいえないであろう。問題は株主との関係である。株主の残余財産請求権を剥奪することを目的とする再生手続申立てを債務者に対する嫌がらせと位置づけることができる場合は、不当な目的とみるケースもあり得よう。しかし、MTGOX 事件における株主の残余財産請求権は、非金銭債権の破産法による金銭化と破産財団に含まれるビットコインの急騰によって生じたものである。そのような残余財産請求権を剥奪する結果を生じさせる再生手続の申立てを不当な目的がある申立てと評価すべきではないであろう。破産債権の金銭化によって発生する残余財産請求権が再生手続申立てによる金銭化の回避によって剥奪されることについて、株主が不当な申立てと主張することはできないであろう。破産手続と個人再生手続との選択について、立法論の議論があるものの、それぞれの倒産手続の相違点をふまえつつ申立人が特定の倒産手続を選択して申し立てることは、それが制約されていない現行法上、原則として合理的なものと考えられるからである。

これに対して、たとえば、再生手続申立てをしたビットコイン債権者がその債権とは別に大量のビットコインを保有しており、破産管財人が金銭配当のためにビットコインの大量換価によってビットコイン相場が急落することで多額の損失を被るのではないかと考えて、ビットコインの大量換価を回避もしくは遅延させる目的で再生手続申立てをしたような場合であれば、不当な目的に該当する余地があろう。

最後に、破産債権確定後、破産配当前の破産手続終了による非金銭債権の処

---

41) 園尾=小林編・前掲注 33) 121 頁〔瀬戸=上野〕。

遇については、見解の対立がある<sup>42)</sup>。非金銭債権は、破産手続開始時の評価額をもって破産債権額とされるが（破産法 103 条 2 項 1 号）、破産手続との関係で金銭化の効力が生ずるのは破産債権確定時であるから、破産債権が未確定のまま破産手続が終了すると金銭化は生じないが、破産手続において配当を受けた場合は金銭化の効力が破産手続終了後も存続すると解されている。問題は、破産債権確定後、配当受領前に破産手続が終了した場合である。学説は、①破産者に対して確定判決と同一の効力が生じること（破産法 221 条 1 項）を根拠として破産手続終了後も強制執行することができる（金銭化の効力が存続する）という見解<sup>43)</sup>、②破産債権者に二重の利得が生じないように調整する必要があること又は金銭化の目的を達しなかったことを根拠として金銭化の効力は存続しないという見解<sup>44)</sup>、金銭化された債権に基づく強制履行を求めることができるとして、原債権の強制履行を求める選択権を債権者に認める見解<sup>45)</sup>の 3 つがある。②の見解に立つ限り、破産債権が確定しても配当を受領していない限り非金銭債権の金銭化は生じないことになる。③の見解に立って非金銭債権として新たに再生債権の届出をする場合も同様であろう<sup>46)</sup>。

いずれにしても、これらの議論の主眼は、破産手続終了後の破産者に対する強制執行の可否にあり、破産手続係属中に再生手続が開始された場面を念頭においたものではない。また、破産債権の金銭化の効力は破産手続内部の効果にとどまると解されている。破産手続から再生手続への移行の場面において、民事再生法 247 条に基づく再生債権の届出を要しない旨の決定をするか否かの考

42) 竹下守夫編集代表『大コンメンタール破産法』（2007・青林書院）431 頁〔堂園幹一郎〕、伊藤眞ほか『条解破産法〔第 2 版〕』（2010・弘文堂）755 頁。金銭化の効力に関する議論について、山本克己ほか編『新基本法コンメンタール破産法』別冊法学セミナー 233 号（2014）235 頁〔青木哲〕参照。

43) 山本ほか・前掲注 42) 235 頁〔青木〕参照。

44) 竹下編代・前掲注 42) 431 頁〔堂園〕、伊藤ほか・前掲注 42) 755 頁。

45) 伊藤ほか・前掲注 42) 756 頁注 1 において、ありうる考え方として言及がある。

46) なお、本件では、民事再生法 247 条による届出の再利用はされていないが、仮に届出の再利用がされる場合であっても、債権者が新たに債権届け出ることが認められる。民事再生法 247 条 5 項。

慮要素として、先行手続開始後に為替レートが大幅に変動した場合に外貨建債権が多数あるという事情は、改めて評価のうえで届出を求める方向に傾くと指摘がある<sup>47)</sup>。したがって、確定後の破産債権であっても再生手続において非金銭債権として扱うことは可能であろう。

## 第5章 おわりに

本稿は、仮想通貨交換業者の倒産手続におけるビットコイン返還請求権の処遇を検討してきた。結論としては、ビットコイン返還請求権が非金銭債権であることを前提として破産債権・再生債権として扱われることが原則である。ただし、分別管理がされ、顧客のビットコインが特定可能な場合など一定のケースにおいて取戻権として扱われる可能性がある。

また、破産手続開始後に非金銭債権の対象財産の価値が急騰したことで、100%配当が可能となった場合の再生手続開始の条件を検討した。民事再生法25条2号について、清算価値保障原則を定めた規定と解する必然性はない。同号について、清算価値保障原則を定めたと解する場合であっても、係属中の破産手続における届出破産債権者（とくに金銭債権者）の利益確保措置を講じることによって、再生手続開始決定をすることができると調査委員は考えた。破産債権の金銭化を前提とした清算価値保障原則を考慮した金銭債権者の利益確保措置という発想は、同号の定める清算価値保障原則の基準時をどのように考えるか、非金銭債権である再生債権と金銭債権である再生債権との平等原則との調整をどのように考えるかなど理論的な問題を提起するものである。

今後、MTGOX事件の再生管財人は、金銭債権が保護されたことを踏まえた内容の再生計画を作成し、かつ、当該再生計画に基づき主債務である当該金銭債権に対する弁済を行うことを検討し、当該弁済を行う場合、信託契約および保証委託兼保証契約に基づく保証債務等の弁済は不要になると考えられるとし

47) 全国倒産処理ネットワーク編『新注釈民事再生法（下）〔第2版〕』（2010・金融財政事情研究会）575頁〔笠井正俊〕、園尾＝小林編・前掲注33）1260頁〔八田卓也〕参照。

ている<sup>48)</sup>。

MTGOX 事件の再生計画の内容が判明した後に、債権者の一般の利益の観点から再生計画の分析に取り組みたい。今後の課題である。

\* 本稿は、倒産法実務研究会（大阪弁護士会、2018年7月12日）における報告の一部に加筆・修正を加えたものである。

\*\* 脱稿後、中森亘ほか編集代表『バーチャルマネーの法務〔第2版〕』（2018・民事法研究会）に接した。同書253頁以下において、仮想通貨に関する法的問題について包括的に検討されている。また、伊藤真『破産法・民事再生法〔第4版〕』（2018・有斐閣）にも接した。同書456頁注6）においてビットコイン返還請求権について、取戻権ではなく破産債権であるが、分別管理によって信託が成立しているとみなされる場合は仮想通貨の移転を求めることができる旨の記述があるほか、仮想通貨による破産配当について同書730頁注19）に、民事再生法25条2号について同書826頁注14）にそれぞれ言及がある。いずれも本稿の記述に反映することができなかった。

---

48) MTGOX のウェブサイト (<https://www.mtgox.com/>) よりダウンロードした再生管財人による平成30年9月25日付「破産債権者の利益確保措置に関するお知らせ」4頁参照。